

掛川市規則第13号

掛川市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

掛川市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（利用者負担額）

第12条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）のうち次に掲げるものは、掛川市立幼稚園保育料等徴収条例（平成17年掛川市条例第151号）別表に定める幼稚園保育料の額に相当する額とする。

- (1) 法第27条第3項第2号の市町村が定める額（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（以下「教育認定子ども」という。）に係るものに限る。）
- (2) 法第28条第2項第1号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（教育認定子どもに係るものに限る。）
- (3) 法第28条第2項第3号の市町村が定める額
- (4) 法第30条第2項第4号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（教育認定子どもに係るものに限る。）

2 利用者負担額のうち次に掲げるものは、掛川市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年掛川市条例第6号）別表に定めるこども園保育料の額に相当する額とする。

- (1) 法第27条第3項第2号の市町村が定める額（法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係るものに限る。）
- (2) 法第28条第2項第1号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（保育認定子どもに係るものに限る。）
- (3) 法第28条第2項第2号の市町村が定める額
- (4) 法第30条第2項第4号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（保育認定子どもに係るものに限る。）

3 利用者負担額のうち次に掲げるものは、前項に規定する額に100分の90を乗じて得た額（その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額）とする。

- (1) 法第29条第3項第2号の市町村が定める額
- (2) 法第30条第2項第1号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案

して市町村が定める額

(3) 法第30条第2項第2号の市町村が定める額

(4) 法第30条第2項第3号の市町村が定める額

4 食事の提供のない家庭的保育事業等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）に係る利用者負担額についての前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

別表中「第12条関係」を「第13条関係」に改め、同表第1の項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改め、同表備考2及び備考3を次のように改める。

2 徴収額は、当該年度（4月から8月までの分については、前年度）の市民税の額から算定するものとする。

3 この表において「第2号認定」とは、法第19条第1項第2号に該当する入所児童に係る支給認定（法第20条第4項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）をいい、「第3号認定」とは、法第19条第1項第3号に該当する入所児童に係る支給認定をいう。

別表備考7を同表備考10とし、同表備考6中「に通い」の次に「、家庭的保育事業等による保育を受け」を加え、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表備考6を同表備考9とし、同表備考5の表中

「

第7	標準時間	9,500円	8,500円	7,000円	6,500円
	短時間	9,350円	8,400円	6,900円	6,400円
第8	標準時間	9,500円	8,500円	7,000円	6,500円
	短時間	9,350円	8,400円	6,900円	6,400円

を」

「

第7	標準時間	9,000円	8,500円	6,000円	6,000円
	短時間	8,900円	8,400円	5,900円	5,900円
第8	標準時間	9,000円	8,500円	6,000円	6,000円
	短時間	8,900円	8,400円	5,900円	5,900円

に」

改め、同表備考5を同表備考8とし、同表備考4中「第2階層」を「第3階層」に改め、「（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）」を削り、同表備考4を同表備考7とし、同表備考3の次に次のように加える。

- 4 この表において「0歳児」、「1歳児」、「2歳児」、「3歳児」、「4歳児」又は「5歳児」とは、保育所に入所した日の属する年度の4月1日（前年度から保育所に継続して入所している場合にあつては、当該年度の4月1日）における年齢が、それぞれ0歳、1歳、2歳、3歳、4歳又は5歳である入所児童をいう。
- 5 この表において「標準時間」とは、最長11時間の利用時間をいい、「短時間」とは、最長8時間の利用時間をいう。
- 6 入所児童の属する世帯が第2階層に該当する場合における当該世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）に該当する入所児童のうち最年長者以外の入所児童に係る徴収額は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

様式第1号を次のように改める。

（表面）

施設型給付費（地域型保育給付費・特例施設型給付費・特例地域型保育給付費）
支給認定申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

保護者（申請者）氏名

㊞

次のとおり、施設型給付費（地域型保育給付費・特例施設型給付費・特例地域型保育給付費）に係る支給認定を申請します。併せて、市長が施設型給付費（地域型保育給付費・特例施設型給付費・特例地域型保育給付費）の支給決定（利用者負担額の決定を含む。）に必要な私の世帯の市民税及び世帯員の情報を確認すること並びに利用者負担額を特定教育・保育施設等に提示することに同意します。

フリガナ 申請に係る小 学校就学前の 子どもの氏名	-----	生 年 月 日	性 別	障害者手帳等の有無
		年 月 日	男・女	有 ・ 無
保護者の住所	〒 電話番号			
	年1月1日現在の住所 □ 市内 □ 市外（ ）			
支給認定証番号	（既に支給認定を受けている場合に記入してください。）			
保育の希望の有無	有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等との併願の場合を含む。）		
	無	幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く。）		

（注）

- 「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分に限る。）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいいます。
- 「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園（教育部分に限る。）をいいます。
- 「有」を○で囲んだ場合は①から④までに、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要な事項を記載してください。

①世帯の状況

区分	フリガナ 氏 名	子どもとの 続柄	生 年 月 日	性 別	職業、学校名等
子 ど も の 世 帯 員	-----		年 月 日	男・女	
	-----		年 月 日	男・女	
	-----		年 月 日	男・女	
	-----		年 月 日	男・女	
	-----		年 月 日	男・女	
生活保護の適用の有無	□ 有（ 年 月 日保護開始） ・ □ 無				
障害者手帳等の有無	□ 有（ ） ・ □ 無				
母子家庭又は父子家庭	□ 該当（ ） ・ □ 非該当				

②利用を希望する期間及び施設（事業者）名

利用を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
施設（事業者）名	希 望 理 由	事業者番号	
利用を希望する施設（事業者）名	第1希望		
	第2希望		
	第3希望		

（注）事業者番号の欄は、記入不要です。

(裏面)

③保育の利用を必要とする理由等 (保育の利用を希望する場合に記入してください。)

保育所等に おいて保育 を希望する 理由	続柄	理由	具体的な状況等
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 育児休暇中で、3歳児以上の保育を必要とする子どもあり <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ()	
希望する利用曜日 及び利用時間	曜日	曜日から 曜日まで	時間
			時から 時まで
	<input type="checkbox"/> 標準時間 (最長11時間の利用)		<input type="checkbox"/> 短時間 (最長8時間の利用)

④個人番号欄

支給認定に係る子ども	
保 護 者	

様式第11号中「第13条関係」を「第14条関係」に、「第13条第2項」を「第14条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。